

栃木市歴史的町並み景観形成要綱

平成28年3月31日

告示第133号

(目的)

第1条 この告示は、栃木市の特色を形成している歴史的町並みの整備創出に関する基本的事項を定めることにより、個性豊かな町並みを守り、育て、市民が誇りとする町並み景観の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歴史的町並み景観形成地区 歴史的建造物等により栃木市の個性が形成され、歴史的景観を背景としたまちづくりを行い、市民が誇りと愛着を持つような景観を形成する地区をいう。
- (2) 歴史的景観形成ブロック 歴史的建造物が集積し、当該建造物を保全、活用した歴史的町並みを創出する地区をいう。
- (3) 歴史的景観調和ブロック 点在する歴史的建造物を保全、活用し、歴史的空間と非歴史的建造物を調和させる地区をいう。
- (4) 商業近代化調和ブロック 点在する歴史的建造物を保全、活用し、歴史と商業近代化を調和させる地区をいう。
- (5) 巴波川等景観形成ブロック 点在する歴史的建造物を保全、活用し、歴史と自然を調和させる地区をいう。
- (6) 歴史的建造物 栃木市の個性を生み、景観上重要な歴史的・文化的資産である建造物で、町並み景観形成を促進する建築物単体及び付帯工作物をいう。

- (7) 非歴史的建造物 前号の歴史的建造物以外の建造物で、第2号から第4号までのブロック内において、栃木市の歴史的町並み景観形成に寄与する建築物単体及び付帯工作物をいう。
- (8) 景観形成重要工作物 建築物以外の工作物で、第5号のブロック内において、栃木市の歴史的町並み景観形成を促進する上で特に重要な工作物をいう。
- (9) 景観ブロック 市民が愛着と誇りを持つことのできる景観を有する歴史的建造物等が3棟以上連担し、若しくは集積した区画又は優れた町並み景観を有している区画をいう。
- (10) 町並み保存建造物 歴史的町並みの保存のため必要となる歴史的建造物の敷地内にある歴史的建造物以外の建築物で、歴史的・文化的資産であるものをいう。
- (11) 景観形成基準 景観法（平成16年法律第100号）第8条第2項に基づき栃木市景観計画に定められた良好な景観の形成のための行為の制限に関する基準をいう。

（運用）

第3条 この告示は、歴史的町並み景観形成地区において適用するものとする。

2 市長は、この告示の目的を達成するため、総合的な施策を展開し、先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

3 市長は、前項の施策の実施に当たっては、市民、歴史的建造物の所有者及び専門家の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

4 歴史的景観の保全と活用は、歴史的建造物の所有者等の努力により達成されるものであり、市長は、これに対する支援の施策を十分講じるように

努めるものとする。

5 市長は、歴史的建造物の所有者等の財産権を尊重し、かつ、生活環境の向上等に配慮し、柔軟かつ弾力的に、この告示を運用するものとする。

6 市長は、歴史的景観の保全と活用に関する研究の推進及びその普及を図るものとする。

(歴史的町並み景観形成地区の設定)

第4条 市長は、歴史的な町並みを有し、かつ、個性ある町並みの景観形成が必要とされる区域について、歴史的町並み景観形成地区を設定することができる。

2 市長は、状況に応じて前項の区域の設定範囲を変更することができる。

(歴史的景観形成ブロック等の設定)

第5条 市長は、栃木市の町並みを特徴付けるものとして、歴史的町並み景観形成地区内に歴史的景観形成ブロック、歴史的景観調和ブロック、商業近代化調和ブロック及び巴波川等景観形成ブロックの範囲を設定するものとする。

2 市長は、状況に応じて前項の区域の設定範囲を変更することができる。

(区域の告示)

第6条 市長は、第4条第1項又は前条第1項の区域の範囲を設定し、又は変更したときは、これを告示するものとする。

(歴史的建造物等の指定の申請)

第7条 歴史的建造物、非歴史的建造物、景観形成重要工作物、町並み保存建造物又は景観ブロックの指定を受けようとする者は、指定申請書(別記様式第1号)又は景観ブロック指定申請書(別記様式第2号)に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(歴史的建造物等の指定)

第8条 市長は、前条の規定により歴史的建造物、非歴史的建造物、景観形成重要工作物、町並み保存建造物又は景観ブロックの指定の申請を受けたときは、町並み景観形成上、重要と認められるものに限り、指定書（別記様式第3号）により指定するものとする。

2 市長は、前項の指定をするに当たり、必要な範囲内で条件を付することができる。

(歴史的建造物等の指定の告示)

第9条 市長は、前条の歴史的建造物、非歴史的建造物、景観形成重要工作物、町並み保存建造物又は景観ブロックを指定したときは、これを告示するものとする。

(修景基準の設定)

第10条 栃木市の個性ある町並み景観形成のために必要な修景基準は、別に定める。

2 市長は、商業近代化調和ブロック内の指定された歴史的建造物、非歴史的建造物、景観形成重要工作物、町並み保存建造物及び景観ブロック以外で、その延床面積が1,000平方メートル以上のものに係る工事等（建造物の新築、改築、増築等をいう。以下同じ。）については、修景基準の一部を適用しないことができる。この場合において、必要に応じ、第18条に規定する栃木市町並み委員会の意見を聴くことができる。

(指定の解除)

第11条 歴史的建造物、非歴史的建造物、景観形成重要工作物、町並み保存建造物又は景観ブロックの指定の解除を受けようとする者は、指定解除申請書（別記様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定解除申請書を受けたときは、必要かつやむを得ない理由があると認められるものに限り、指定解除書（別記様式第5号）により指定の解除を行うものとする。

（新築、増築、改築等の届出）

第12条 指定された歴史的建造物、非歴史的建造物、景観形成重要工作物、町並み保存建造物及び景観ブロック内において、工事等をしようとする者は、新築、増築、改築等工事の届出書（別記様式第6号）に関係書類を添えて、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

2 歴史的町並み景観形成地区内にある建造物は、前項の規定に準じて工事等の届出を行うものとする。

（修景指導）

第13条 市長は、届出のあった前条の工事等に対し、町並み景観形成のため、修景基準及び景観形成基準に沿うよう指導を行うことができる。

（指定以外の建造物に対する取扱い）

第14条 市長は、歴史的町並み景観形成地区内において、指定以外の建造物に対しても、修景基準及び景観形成基準により助言を行うことができる。

（補助）

第15条 市長は、届出のあった第12条第1項の工事等に対し、修景基準及び景観形成基準に適合するものには、栃木市歴史的町並み景観形成補助金交付要綱（平成22年栃木市告示第99号）に基づき経費の一部を補助することができる。

2 市長は、歴史的建造物及び町並み保存建造物について、経年等によりその建造物自体が倒壊のおそれがあり、かつ、建造物自体の保存のため緊急に措置が必要なときは、栃木市歴史的町並み景観形成補助金交付要綱に基

づき経費の一部を補助することができる。

(融資の斡旋)

第16条 市長は、届出のあった第12条第1項の工事等が、修景基準及び景観形成基準に適合するときは、栃木市歴史的町並み景観形成資金融資要領に基づきその工事等に係る経費について融資のあっせんを行うことができる。

(物件の適正管理)

第17条 前2条の規定により、補助及び融資のあっせんを受けた者は、当該物件の適正な管理に努めなければならない。

(町並み委員会の設置)

第18条 市長は、歴史的町並み景観形成に関し必要な事項を調査審議するため、栃木市町並み委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の構成、運営その他必要な事項は、別に定める。

(補則)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の栃木市歴史的町並み景観形成要綱（平成2年栃木市告示第50号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成27年告示代替路線130号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 133 号）

この告示は、公布の日から施行する。